

令和8年度 松山市立味酒小学校いじめ防止基本方針

令和8年5月7日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、味酒小学校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組む。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、主幹教諭、学級担任、学年主任、
困りごと相談、生徒指導主事、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター

【家庭地域等】

PTA、学校評議員、公民館等
(スクールカウンセラー)

【外部専門家】

教育支援センター
弁護士
松山東警察署等

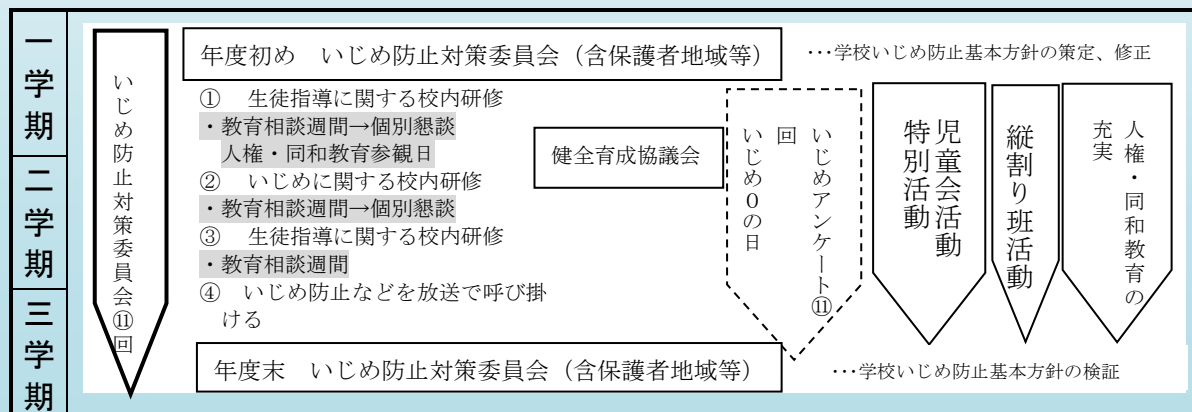
【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども相談課
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、困りごと相談を中心に、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン(改訂版)」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修(生徒指導)、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科等の年間指導計画に、必要に応じていじめの防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる生徒指導を充実させる。
- ⑥ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が主体的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会(いじめ防止対策委員会)を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度初めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。
- ⑨ 毎月10日を「いじめ0の日」とし、児童にいじめ防止を呼び掛ける。

【いじめ防止対策年間計画】



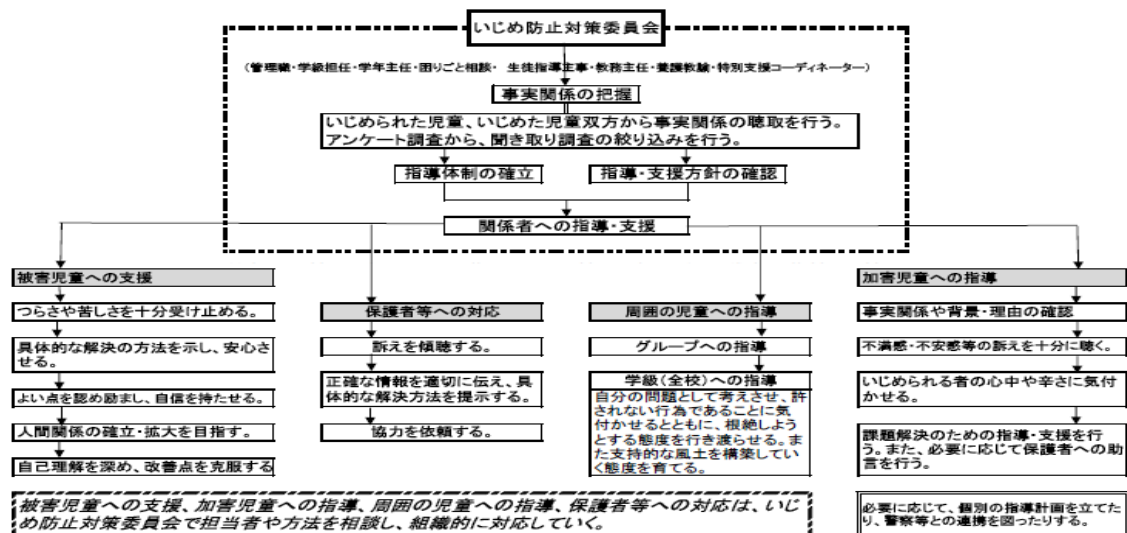
【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（学年会、生徒指導部会、職員会議の有効利用）
- ② 定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面談、ジブンミカタプログラムの活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（松山市こども相談課）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）

いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。



ネット上のいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、松山東警察署に連絡をするとともに、直ちに削除をする措置をとる。

警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、松山東警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに松山東警察署に相談し、適切に援助を求める。

重大事態への対応

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付く。 ○ 子どもの様子が変だと思ったら、迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組む。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談する。 ○ 携帯・スマートフォンの使い方を確認し、子どもが「加害者・被害者」にならないようにする。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛ける。 ○ いじめやしてはならない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡する。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加する。 ○ 地域を子どもにとっての安らぎの場にする。